

第2回 仙台市震災復興検討会議 東部地域検討ワーキング議事録

日 時 平成23年8月22日(月) 19:00~21:30

場 所 仙台市役所 第一委員会室

出席委員 増田座長、板橋委員、今村委員、中井委員、渡邊委員

市 側 震災復興本部(山田本部長、寺内室長、梅内主幹)、経済局、都市整備局、建設局、
宮城野区、若林区

議 事 (1)第1回東部地域検討ワーキンググループ議論の整理について
(2)避難施設等の考え方について
(3)その他

配付資料 資料1 第1回東部地域検討ワーキンググループ議論の概要
資料2 津波被害を受けた学校
資料3 津波被害を受けた民間障害者施設と高齢者施設
資料4 建築制限手法の比較
資料5 第2回東部地域検討ワーキンググループ主要論点
資料6 東部地域の避難施設配置イメージ図

参考資料 東部地域まちづくり説明会資料

1 開会

○増田座長

第2回の東部地域検討ワーキンググループを開催したいと思います。はじめに資料の確認を事務局からお願いして議事に進んでいきたいと思っています。

○事務局

本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきまして本日資料1から資料6および参考資料という事で昨日一昨日の地域説明会で使いました資料を配布いたしております。資料1から6、参考資料という事で不足はございませんでしょうか。それでは大丈夫なようですので議事の方をお願いいたします。

2 議事

○増田座長

それでは議事に入る前に議事録署名ですが、私とアイウエオ順で今村先生をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは議事に入りしたいと思います。本日の議題は次第の所にもありますが、大きくは3点です。(1)の東部地域ワーキンググループ議論の整理について事務局からご説明をお願いします。

○事務局

それでは資料に従いましてご説明をさせていただきます。資料1でございますが、こちらにつきましては前回ご説明した概要と議論の概要でございます。本日の議論を踏まえまして31日に全体会が開かれる訳でございますが、そちらの方にもワーキンググループでの検討、経緯等を説明しないといけませんのでこういったような形で1、2枚の資料にまとめまして31日の会議にお示ししたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。資料1ですが、東部地域の土地利用のイメージといたしましては、現在盛り土構造にすることを考えており

まず県道塩釜亘理線と東部道路ということで二つの盛り土の道路ができます。県道と東部道路の間につきましては、優良な農地としての再生ということで現状の水田としての再生という部分が大い訳でございますが、塩害でありますとか今後の農業の在り方を考えた時に大規模圃場化や協同化をするかといったような農業経営の在り方についても見直しが必要かと思えます。また、畑作でありますとかお花の栽培、あるいは水耕栽培、市民農園、観光農園といったような多様な在り方が検討されるべきものと考えてございます。この点につきましては前回農林部の方からもご説明しましたけれども、JAさんや土地改良区さん等と協議会をつくりまして検討を進めている所でございます。時間はかかるかと思いますが、一日も早い農地の再生を目指していくべき地域としていただいております。県道塩釜亘理線よりも東側、海側の部分でございますが、こちらにつきましては津波シミュレーション上4mを越える大変危険が大きい地域でございますので、こちらにつきましては原則的には集団移転が前提となります災害危険地区としての設定を考えております。海側につきましては海岸公園としての再生、また県道に近い北側の部分につきましては新産業を誘致する地区等としての活用を図りたいと考えております。こちらの災害危険地区内につきましては新規住宅の建築の禁止につきまして検討を進めたいと考えておりますが、これにつきましては段階的規制はどうかといったような増田座長からのご意見もあるところであります。また、南蒲生浄化センターを除きまして公共施設の整備を出来るだけ避け、海岸公園、防災林の整備ということで防災機能あるいは避難機能を強化しながら市民の皆様が海と触れあえる、交流を生めるようなゾーンとして生み出したいと思っております。また、新事業・工業の集積地帯、次世代産業の育成といったようなことにも活用を図りたいと考えている所でございます。その中で検討中の新事業としまして、藻類バイオマスの事業、水耕栽培6次産業化の事業、メガソーラーの事業等をお示した所でございます。こういったところが前回のご議論だったかと思えます。資料2以下につきましては前回の議論を受けましての宿題の部分でございます。資料2、資料3でございます。まず資料2につきましては前回の会議で今村委員の方からご指摘がありました津波被害を受けた学校についての状況でございます。東部地区には小学校、中野小学校、荒浜小学校、東六郷小学校ということで3つの小学校がございました。いずれも津波によりまして壊滅的な被害を受けてございます。2枚目の所に学校の移転という事で現在中野小学校の生徒さんにつきましては中野栄小学校へ、荒浜小学校につきましては東宮城野小学校へ、東六郷小学校につきましては六郷中学校の方に教室を間借りするといった形で生徒さんの授業を行っている所でございます。1枚目でございますが、児童数につきましてもお亡くなりになった生徒さんを含めまして大幅に生徒数が減少してございます。先日今村委員の方からもございましたが、小学校のコミュニティの核としての機能もございまして、集団移転等が行われた時にどうなるかということでございまして、こちらにつきましては教育委員会としましても何処にどういうふうに地域ができていくのか、集団移転という事でどれくらいの学区が形成されて、また近隣の学区との生徒数の取り合いというのもあります。あまりにも小さい規模であればさすがにそこに再建という事は難しいということもございまして今後のまちづくりの様子等を勘案しながら学校再建についても検討していかなければならないと考えている所でございます。資料3でございます。同様に指摘がありました津波被害を受けた民間の福祉施設、具体的には障害者の施設と高齢者の施設がございました。これにつきましても津波の被害を受けましてお亡くなりになった方もございまして、大変な被害を出した所でございます。障害者施設としましては、まどか荒浜。太白区袋原の入所施設の一部を間借りしまして3月22日より運営を開始してございます。障害者施設多く市有地を提供いたしましてその上に補助を受けながら施設側が整備して運営するといったような場所が多いので同じような形で市有地をみつけて移転改築を予定しているということでございます。同じく障害者施設でみどり工房若林でございますが、太白区障害者福

社センター研修室、長町駅とモールの間にございますけれども、その地区にございます研修室を利用して4月18日より運営を再開してございます。そして若林2丁目のところで6月1日より完全に復旧が完了しているというところでございます。高齢者施設は3つ。荒浜地区にありました潮音荘、特別養護老人ホームの杜の里、なつぎ埜の3つにございました。潮音荘につきましては、同じ法人が運営します泉区内の特別養護老人ホームの方に避難をいたしまして現在青葉区内の民間の賃貸という事でそこに移して事業を続けたいと聞いております。杜の里につきましては、1階部分が浸水でございますので2階、3階ということで入居を継続しております。今後の建築制限といったものをみながら現在のところは今の施設の方で継続していくという予定でございます。なつぎ埜につきましては同じ法人が運営します宮城野区内のグループホームに移しまして、今後あすと長町の方のグループホーム型仮設住宅を現在整備してございますので、8月5日に入居しております。ということで全体の施設の状態でございます。5つの施設につきまして所在地を航空写真に落としたものが別紙で写っておりますが、こちらは浸水がまだあった時の写真でございますので、かなり海側の方にあった施設等は大規模な被害を受けてございます。杜の里については東部道路に近いという事で1階の浸水という形で先程の様なご報告の状況になっている所でございます。つきましては資料4でございますが建築制限について前回色々板橋委員の方からもご指摘がございました。ちょっと制度が複雑でございますのでこちらの方は都市整備局の方からご説明申し上げます。

それでは、資料4をご覧ください。建築制限手法の比較を書いてございまして前回板橋委員の方から住まいの制限についてはどうなのかという問いかけがございましてまとめてみたものでございます。ここには4つの方法を並べてございます。一番左の方に手法が、仙台市の場合どのような手続きをするのか、それから指定の条件、制限内容、期間、その他という縦の軸になってございます。横の方には一番上でございますが、建築基準法で2つ、それから被災市街地復興特別措置法で1つ、それから条例で神戸さんの例を書かせて頂いています。まず始めに左から2番目の建築基準法の第84条被災市街地における建築制限についてご説明申し上げます。こちらにつきましては正しく被災した市街地で近い将来都市計画、土地区画整理事業等のために建築を一定程度制限していこうという主旨でございまして、これにつきましては実は宮城県の中の他の被災した石巻市さん、気仙沼市さん等の市町の方では指定がございます。他の市町で指定しているものも建築基準法の84条の規定に基づくものでございます。こちらにつきましては何が課題かと言いますと制限期間のところでございまして、これまでは災害が発生した日から一月間、但し場合によって延ばす事ができると。通常2月の制限期間だったものを今回の東日本大震災を鑑みまして、国の方で基本としては半年間さらに2月間延長ということでございまして、今回の場合ですと3月11日の発生でございますので通常ですと半年間9月11日までですが、それをさらに2月ということで11月の11日までこの規制がかけられるということでございます。先程申し上げた県内の被災した市町では11月11日まで制限がかかっているといことでございます。この欄のその他の所に神戸市さんの例をあげてございますが、神戸市さんでは一定の建築物、住居も含めて許容していた訳ですが、宮城県の他の市町さんでなさっているのは住居については禁止してございます。ただ、時限があるという事が課題でございます。そしてその右側被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域についてですが、こちらは都市計画決定をするという手続きになります。先程の建築基準法の84条は仙台市の市長が指定するものでございます。また元に戻って頂いて、被災市街地復興推進地域の決定、都市計画決定で行うものでしてこちらにつきましては被災した市街地について土地利用展開をしやすくする、阻害要因をなるべく少なくするという主旨でございまして一定の建築行為について規制をするというものでございます。この中でも制限内容の所に書いてあるのですが、許可しなければならない行為と

というのが書いてあります。こちらも通常の住宅だとこの様になるかと思いますが、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造で2階以下、地下を有しない建築物については許可をしななければならないということで、実質的な住居の制限にはなりにくいのかなというところがございます。こちらにつきましては期間は2年間でございます。そして一番右側の条例でございますが、神戸市さんの事例でございますが、神戸市さんでは震災復興緊急整備条例という独自の条例を定めましてその中で震災復興促進区域というものを定めて、建築行為については届け出をして頂くような決りを打っていくというものでございます。この中でも何を目的にしているかといいますと、様々な被災したエリアの中で建築行為が起きてくる時に、まさに建築行為が起きてくることの情報収集をするということと、建築に伴って様々な助成制度があるんですが、そちらについて市民の方々に周知徹底をするという大きな目的があってこのような取り組みをなさっていらっしゃるということでございます。仙台市では、現時点での建築制限はかけていない訳ですが何を考えているのかといいますと、先程の説明にも一部ございましたがこのペーパーの一番左側、建築基準法の第39条に基づきます災害危険区域の指定というものを念頭に置いているということでございます。こちらにつきましては正に災害によって危険な区域なので建築を制限する。これは住居も含めて制限をするというものでございまして、時限的な期間設定がない。正に無期限だという所が大変大きな所でございます。現在、仙台市でも仙台市災害危険区域条例というものを定めておりましてこの中で既に建築制限をかけている所がございます。それは一番下のその他の中に①②とあるんですが、①の急傾斜地崩壊危険区域は県の方で定める区域なんですが48カ所程でございます。さらに②の地滑りによる危険の著しい区域というのが宮城県沖地震の時に緑ヶ丘の一部地域を指定しているものでございまして、緑ヶ丘では住居系の建築物を禁止していると。既にこの条例があるということでございまして、今後私どもの方で災害危険区域を指定すると、今回の津波被災のエリアについてもこの手続きを取るという事になれば条例改正を議会の方に諮って条例改正が伴うということでございます。今我々が土曜日からさせて頂いている説明会の中でもメインで説明している、安全確保のための手段であると考えております防災集団移転促進事業はこの災害危険区域の指定が前提になってございます。災害に伴って危険だから移転してください。そもそものスタートが災害危険区域の指定ということになってございます。そのエリア取りにつきましては今月中は厳しいですが、来月になりましたら津波シミュレーションも進化させていただきながらこのエリアについても判断をしていきたいと考えているところでございます。先程からしつこいですが、災害危険区域は期間が限られていないということでございまして、他の宮城県内の市町さんでかけていらっしゃる被災市街地における建築制限84条の方は11月になったら失効してしまうということで、次の手を打たなければならないということになるかと思っております。以上です。

資料の説明が続いて恐縮でございますが、昨日、一昨日と住民説明会をやって参りまして今日も私どもの本部が半分に分かれまして半分は説明会に動いているという状況です。その説明会で出ました意見の内容につきまして参考資料に基づきまして寺内室長の方からご説明を申し上げます。

参考資料といたしまして東部地域まちづくり説明会の資料を配らせて頂いております。初日で町内会単位の説明会というものを9回2班に分かれて実施いたしました。最初に町内会の説明会におきましては津波シミュレーション等の結果を踏まえまして建築基準法に基づく建築制限の区域とかその内容をお知らせしますという事でお話しをしております、まずはその謝罪をしたというところがございます。実際の資料でございますが1ページ開いて頂くと目次がございまして、復興ビジョンというものについて今回は津波の浸水を受けた東部地域の説明会という事で東部地域のまちづくりについて説明させて頂いたということで、更には、35ページから津波シミュレーションがありますが3月11日の再現の部分と3

月 11 日の再現で大潮の場合、さらには大潮の場合で防潮堤が全て整備され、県道塩釜亘理線を 6 m 嵩上げした場合ということについての説明と最後には 3 月 11 日の再現のコンピュータグラフィックを流したという事でございます。その後建築制限等基本的な考え方、それから集団移転をする際の手法としての防災集団移転促進事業といったものの概要、そして災害公営住宅の整備というものについて、そして最後に農地が広がっておりますので今後の作付予定と作付に向けた作業スケジュールといったものについて説明をさせていただきました。いずれの町内会からも震災後 5 カ月が経過しているということで建築制限の区域とか内容を早急に示して欲しいということで市の進め方が遅いというようなお話を全ての町内会から頂きました。やはり、こういった自分の町内会自体がこういった建築制限がかかるのかとか、それが分からないと次のステップに踏み出せないという意見が多かったものでございます。そうした意見の他には移転するとした場合のスケジュール、移転先にどのような時期に移る事が出来るのか。仮設住宅は原則 2 年間という事になっていきますのでそれとの関係でスケジュールを早く示して欲しいとか、その他いくつかの町内会から共通してありましたのは、「移転したい」「移転したくない」そういう意見で町内会に対して住民全員にアンケート調査をして欲しいという事がございました。概ね意見はそのようなものでございました。以上でございます。

○増田座長

質問等ございませんでしょうか。

○今村委員

まさに質問でこれは増田先生にお伺いしたいのですが、今回の我々のワーキングの目的と次に親委員会があるのですがそれに何をかせばいいのか。そうすると今日親委員会への提出の最後の時間になるのでかなり時間を有益に使わなければいけないですよ。その論点をはっきりしないといけないかなと思っておりますが如何でしょうか。

○増田座長

私が決めるというよりは今回ここで決めるという事になると思うのですが、基本的にはどこまでまとめられるのかですが、東部地域検討ワーキンググループの中で意見がまとまったことについて 31 日の親委員会の方にここでの結論をあげるということですので、どこまで今日まとめられるかというのはこれからの所だと思います。

○今村委員

まとまった時点で報告するという事でよろしいんでしょうか。スケジュール感がないというか。

○増田座長

それはそうなんです、ここでまとまらないものはあげられないというのはそういうことだと思っております。

○事務局

私どもの方でも時間の関係とかお忙しいという事もあってどうしようかと考えていましたが、資料 1 は前回ご説明した内容が主になっておりますが、こういう形で東部の土地利用の在り方とか建築制限、あるいは災害危険区域の指定等について前回のご議論での資料をまとめた形になりますが、今日のご議論も踏まえましてこれをブラッシュアップさせて、今日結

論が出ればそういった形でご報告したいと思ひますし、この点についてという所が残った場合にはなかなか皆さん集まってということは難しいと思ひますので、メールでお送りしてやり取りをさせて頂きながらどこまで詰められるか、途中までという事になってしまうかもしれませんが最終的には座長のご了解を得て 31 日の親委員会の方への報告事項を確定させていきたいなと思ひてございます。そこで決まらない事があればその後ということもあるかもしれませんが、中間案の締切という事がございますので今のところはそういったスケジュール想定をいたしてございます。

○板橋委員

31 日の親委員会ではこの案件以外にもある訳ですか。

○事務局

まだきっちり日程を調整させて頂けていないので大変恐縮なのですが、本来は中間案の内容を示すということなのですが中間案のドラフトをお示しさせて頂きたいと思ひています。その他今回の津波シミュレーション等の作業も遅れておりますので、先程の寺内の方から申し上げました一番東部方から要望が多いのは住めるのか、住めないのか市の考えを示して欲しいということですので中間案は確定ではございませんので、そこに対してのご意見を頂くものですので、中間案までにこういったものをお示しできればその方向性を中間案に入れてそれてご説明、あるいは先程ありましたアンケート、パブリックコメントそういったものしながら最終案に向けてまいりたいと思ひております。そういう意味で 31 日に一旦この報告もして、その後 9 月の中旬位までにその中間ということでもとめたいなと思ひてございまして、日程はこれからではございますが 9 月の中旬あるいは下旬前位までにもう一度親委員会を設定させて頂いて中間を一旦取りまとめたいと思ひてございます。

○増田座長

ですのでそもそもの策定スケジュールよりは、ワーキングも親委員会ももう 1 回増えるという事になると思ひますが。

○今村委員

シミュレーションはレベル 1 の対応を待たないといけないところもありますし、色んな案があるので直ぐに 9 月末までにまとめるというのは難しいのですが、こういう条件で今後検討していくという手順なり内容をお見せすることは出来ると思ひます。そういうものを踏まえながらこの東部地区の検討のやり方とか考え方、課題整理などを上手くまとめないといけないなかなと思ひますが。例えば資料 1 を拝見しまして、できればシミュレーションに基づく危険地域の設定と青い所を見ますと土地利用の方向性、これは一つの流れとして分かりやすいですね。次に農業再生地区の方向性ということでちょっと飛んでしまう気がします。災害危険地域の設定の話と農地の利用出来るか出来ないかという話がどういう流れになっているのか、また検討中の事業で色んなプロジェクトはいつどの様になるのかということが同じように並べてあるだけなので。

○中井委員

ワーキングでどこまでやって、どこまでが我々の合意があるのかを明確に示さないといけないなと思ひます。特に農業再生と新事業については殆ど話し合いがされていないですね。このまま提出されるとワーキングがこういう結論を出したように思われ、まずいと思ひます。ですから出来ないならできないのでしようがないと思ひますが、ここははっきりと書いて頂き

たいと考えています。

○今村委員

そうすると今日のワーキングとしては資料の1をしっかりとやるような形になって、合意できたところと出来ない所を仕分けるということでよろしいでしょうか。

○事務局

31日の中間案にかかけたいと思っておりますので、そこにどれだけ東部の事を書き込めるかというのもワーキングの内容で決まって参りますので、その他にお示ししたいという事もありますので、そこについてご意見を頂ければと思っております。

○板橋委員

これまでの関連なんですが、例えば農業再生に関しても出されました案を拝見すると、「幅広い有識者の知見を取り入れながら仙台の地域特性を踏まえてより生産性豊かな農業地域として再生します」とあるんですが、幅広い有識者の知見をどう取り入れるのか具体的な事がない訳ですね。これから有識者から知見を取り入れてということになるのでしょうか。正に絵が描けないといえますか。例えば農業でしたら中井先生が御専門なので東部地区の農業再生についてどのようにお考えかとか、そういうお考えをおっしゃっていただいてもっと具体的に反映していかないと文言ばかりが載っているだけで中身の無いものになってしまうと思うのです。ワーキンググループを経ても、市長がいみじくもおっしゃった「食べてみたら中の餡が無かった」みたいになってはワーキンググループとして意味がありませんので、何かもう少し具体的なものを一つ一つ入れ込まないとダメなのではないかという気がします。

○渡邊委員

今のお話しにもの凄く関連すると思うのですが、先程週末に町内会単位の説明会をされたということなんですが、その町内会というのは資料1でいう所の赤地域なのか黄色地域なのか、またそれぞれの地区毎に移転されている方の散らばり具合というんでしょうかが違う様な気がするんです。その辺の説明をもう少しして頂くと良いのではないかというのが一つと、個人的に非常に気になるのは農業再生地区における住まいなり、その集落をどう考えるのか位置づけるのかという所が盛り込まれていなくて、基本的にはこの殆どが線引きの外なんだということは承知しておりますが、相当水が入っているのは確かで敢えて言えば中途半端な所、中途半端と言うと表現としては語弊があるのですが、微妙な浸水具合の所の方こそ判断に困っていらっしゃるんじゃないのかなという気もするんですが。先程の町内会の説明とそれへの対応というところから見えてくるのではないかと。

○板橋委員

どの程度の方が集まられたのかということと、今ご説明のあった、浮かび上がってきた論点として「早急にやってくれ」「移転スケジュールを示して欲しい」「住民にアンケート調査をして欲しい」と出たと思います。それを受けて市側で何か、勿論集約されたばかりですので、特に市側として対応はないのかもしれませんが、この集約がとても大雑把だなという感じが印象としてもしますのでもう少し住民の方々から具体的にどういう事が出たのかどの程度の方々がお聞きくださったのかその辺を詳細にご説明頂けたらと思います。

○事務局

エリアといたしましては資料1の図がございまして、資料1の黄色の部分、それから赤い部

分全てが対象でして、北側に七北田川がある訳ですが、更に北側の蒲生地区とかここまで対象にしています。この地域を対象として集団移転の関係というのがございますので、対象者としては建物、土地の所謂お住まいの方の地権者を対象にしまして大体ご案内した形で8割位の方がご出席で尚且つ地権者の中には高齢の方もいらっしゃるんで、実際に出てくる方が2人で出てきたりということもあるので、ご案内した1.2倍位の方が出ていらっしゃいました。

○板橋委員

何名ですか。

○事務局

町内会でそれぞれ大きさが違いますので一つの会場で、昨日今日とやったところというのは大体150人位の町内会で、今日やっているのはすごく大きくてまとまってやって欲しいという事で4つの町内会の規模なのでそこは530名位です。

○増田座長

31日までですか。

○事務局

全部で31日まで行う予定でございます。全部で21町内会、先程のご説明で土日で9町内会と話しましたがこれから今日も含めまして残りの12町内会に説明をする予定です。一番関心が高いのは自分のエリアという所が建築の制限をされる区域に入るかどうか、それが入ることによって自分としては家の方についてはどこかに移転するのか、現在の場所に再建できるのか、そこが非常に強い知りたい所で市としてもそれを早くお示しをすると考えております。他に色々と質問としてもいくつか細かい部分というのは出ました。例えば「移転先での居住の形態はどういうものか」、例えば移転先の土地、もともと荒浜等の方が荒井東等に移った場合には被災前の価格においても4倍以上の差がございますので、「その土地として賃貸があるのかまたは全部購入なのか」とか、また「集団移転をする場合の合意形成はどうするのか」、ビジョン等で示しているのは荒井の部分とか北の方では田子といった区画整理区域を示しているんですが「それ以外にはないのか」とか、やはり住まいというものに一番関心が高かったので実際に質問としてもそのような事が多かったです。当然次回の説明会という事で9月の中旬以降にはもう一度説明会をさせて頂いて、建築の制限の区域とか内容、禁止をするという場合もございますでしょうし、ある程度の嵩上げをして認めるといった区域もあるでしょうし、こういったものについてお示しをしたいということで考えております。やはり実際に被災した方々、あるいは土地の農業の再生の方法とか色んな事業はあるかとは思いますが、実際に自分が住むところがどういう所になるのか、移転しなければならないのか、現在の所で住めるのか、それが一番大きな所かと思えます。

農業の再生の関係ですが現在JAさん、土地改良区さん、仙台市、あるいは農政局等が合同になって検討会議を開いています。確かに非常に中間的なまとめですし資料の方もということですが、24日に次の4者の会議がございます。それを経て、そちらの方の検討にもこちらでご意見があればそういったものもお出ししながら、4者会議の方で具体的な東部の再生の案についてパラレルでそちらの方のワーキング、あるいは庁内の方のワーキングも進んでおります。東部の方は兼業の方が多いのですが農業を生活の糧としている方が多いという事がございますのでそういった関係者、当事者の方とのお話し合いの場も生かしながら市の案というのでも深めている所がございます。その中で中間案でどこまで書けるかという様な所はこ

ちらも併せて検討をしているというのが実際のところでございます。

○板橋委員

具体的にはこの復興検討委員会にもある程度の案が出てくる可能性はあるのですか。

○事務局

こちらの方も検討も同時に進んでおりますので、中でご意見もお出ししたいと思っておりますし、またこちらの方でご意見があれば向こうの会議の方にもお示ししたいと思っております。

○中井委員

農業の関係の所で非常に他の所と違和感を感じるのは、上の2つの青で書かれた所はそれぞれちゃんと仙台市が「これをやる」という事なんですね。農業の所に関しては「こうしていきたい」という話だけなんですね。本来はここは仙台市が何をやるのかということを書かないといけない部分です。例えば農業用地の集約化、集約化を仙台市がやるのかといったら市だけの判断で出来る事項ではありません。何をどこまでということを書くべきで、ですからここにはビジョンと実際にやる事を分けて書かないと非常にこれは曖昧ですね。ビジョンとしては仙台市民の食に直結した農業等はビジョンであってそれはいいと思うのですが、そういうビジョンの基で皆さんやってくださいというのはいいいのですが、実際にはこの後仙台市がここを決めてこうやるんだという事をきちんと書いていかないと非常に混乱するのではないかと思います。このままでは曖昧すぎます。

○今村委員

同じ事が防災危険地区でも言えまして、例えばレベル1は県と国やるそれを受けて市は色々なパターンでこうやる、そのパターンが例えば市の方で原案を出しますので住民説明会で住民が希望を出せるのか出せないのかというのもきちんと知りたいですよね。住民がどこまで、何が出来るのか、市として何が出来るのか、という所を丁寧に書かないと担当者の方は分かるとは思いますが他の方が分からないんじゃないかなと思います。そうするとここを丁寧に書きますとある程度スケジュール感というのでも粗々分かって頂けるんじゃないかと思います。ここまで出来て、ここは出来ていないとか、これから将来にもご理解いただけるのではないのでしょうか。

○増田座長

おそらくそれ自体かなり揺れているところもあるんじゃないかと思います。

○今村委員

どっちが先なのか、自分達の議論は今何をやらなければいけないのか、こういう事が分からないとご意見も出してくださいと言われても困る場合が多いですよ。

○増田座長

そうですね。基本的には海岸堤防の位置についてどれぐらい市で決めるのか、国の役割、県の役割等やり取りがありうるという。どこまで仙台市としてそれにタッチできるのかというのか。

○事務局

こちらの方で把握しています状況というのは、まず明日明後日と県で沿岸市町村からのヒアリングが行われます。仙台市については24日にありまして、隣接市町の計画案の時に他の隣接市町も入ってということですので、私どもでいけば仙台市としてのヒアリングもございますが、名取市さんのヒアリングも同席するように求められております。その中でレベル1の海岸防潮堤につきましては基本的には県と国の方で高さ等について協議をしていると聞いておりますが、そこについて市側で意見を言えば県の方でそれをどこまで斟酌するかということはあるのかなと思っております。国にしても県にしてもレベル1のところでは想定宮城県沖地震津波に対応するという事で考えているという事で聞いていますので、そういう意味では仙台市としても考えは同じなのかなと思っております。それについて住民の方にどう説明するかというのは確かに難しい面です。仙台市としてどういう説明が出来るかという事は難しい所も実際にはあると思います。

○増田座長

恐らく確かな所は何処かなんですが、レベル1に対しては確実に越流しないというレベルで国や県は検討するとしている。ただ、その時に想定宮城県沖地震といっても色んな波の可能性がある訳で、それを色々と考えた結果レベル1は防御するという風になるというところは前提でいいのですか。いいのかというのは、ここまでは県や国がやるという風に考えていいのか。

○今村委員

考えないと議論が始まらないし、それは国の方向として出されています。海岸防災施設で、保全施設で国が検討を担当してそれを決める。その後のレベル2の対応とか多重防御での中身に関しては自治体が考えていくという方向性が出ておりますので。

○増田座長

先程隣接市町村の話があったんですが、例えば多重防御の話も出てますが、多重防御ではなくて海岸堤防をより高くする方が有効な防災対策であるかもしれない訳ですよ。その時に名取や仙台や多賀城が集まってレベル1だったら6.2mだけれどもレベル2も考慮すると例えば7m、8mで造って欲しいといった時にそういう議論は仙台市が一部持ち出しをして国の基準に上乘せするというようなオプションもありうるのか。なかなかそうはいかないのか。という様な所も可能性としてはあるんじゃないかという気がします。ある一定の合意が出来た場合にそういう対応はあるのか。ここでいう仙台東部道路と県道と防潮堤、あとは防災林みたいなものが多重防御になっていますが、何となく考えると第一線のところをより強くした方がその後の対応としていいような気もするし、でも一線、二線、三線と置いた時にそれぞれが防災機能を足し算的にいくのか掛け算的にいくのかそこら辺ははっきり見えないところがあります。どれくらいコストをかけるのと、そこまで色んな事をやったら浸水深の区域がどのように変わるのかというのがいくつかの前提に従って出てきて、その中で一番有効な方法を取るというのが合理的な結論だと思うんですよ。

○板橋委員

今村先生は県の復興委員会のメンバーでいらっしゃいますよね。県の復興案が決定しましたよね。あのなかでは防災危険区域についてはどういう形になりますか。

○今村委員

ビジョンですので具体的な方法論はそこでは無いですが、担当部局では検討しています。レ

ベル1～4責任をもってやる訳なんです、レベル1だけ決めてレベル2は自治体にお任せねという訳ではなくて、ある程度はレベル2も意識します。具体的にいうと今回の東日本大震災のシミュレーションというのはかける。ただ宮城県は私は情報を頂いていないですが、岩手県の場合はそこまで県がやります。それを受けて自治体がこういう条件もという今増田先生が述べたようなインタラクションも技術部会というところでやっています。恐らく県の方はどうやるかという考えはあるかと思えます。

○板橋委員

市としては、県とどういう風に整合性を取っていくのですか。

○事務局

大変難しいところでありまして、確か宮城県の方も調整に入り始めているのですが、名取市、岩沼市といったところは実は計画はほぼ決まっています。その中で今レベル1については国と県の方で最終の調整を行ってるところなんです、レベル2についてはレベル1が確定した後、各市町村と調整をしたいということで明日、明後日とくるヒアリングも以後の所を睨んでいると思うのですが、市町村の整備計画の策定期間とは必ずしもマッチしていない調整時期になってまして、9月の末が10月位にレベル2の調整のシミュレーションをかけたいというお話を聞いているものですから、それでいくとなかなか仙台市の方も、住民の方が一刻も早く災害危険区域あるいは建築制限の位置を決めて欲しいというご要望を強く出ている中で県の方の調整を待つというのはなかなか現実には難しくなっていますので、そういう意味では少し県の方とは時期がずれるのかもしれませんが、私どもの方としてもシミュレーションを今村先生のところでやらせてもらっていますので、それは勿論県の方にも情報提供しているので仙台市としてはレベル2についてはこういう風な考えで中間段階としてとりまとめをして市民の皆様のご意見を聞きたいというようなことを先に出さざるを得ないのではないかと今は考えております。そういう意味では名取、岩沼は先行しているというのもございますし、市町村としては県の調整の時期との整合を取るの難しいなという、担当レベルの所ではそういった話をしております。

○今村委員

そういう調整のところと役割を資料として書いて頂ければ説明もしやすいですし、今こういう段階なのでもうちょっと待ってください、一方、市の方ではこうやっていますよという事を資料1だけだと読めませんので本当に丁寧に書く必要があると思えます。

○板橋委員

結局、岩沼等は県の意向よりも自分達の市の意向を優先させているので早期に決定できたということですか。その辺のスピード感というのが何が原因で違ってくるのでしょうか。

○事務局

市町村という言葉で非常に難しいというか、しゃべりにくい所もあるのですが、どこでも同じように市民の方にしてみると一刻も早く示して欲しい、あるいは非常に専門的な知見の部分も大きいという事もあってそこについては行政で調べた上でという所もあるのかなと思っておりますし、シミュレーションについて私どもの方はちょっと無理をお願いしながら沢山短い期間の中で色んなシミュレーションをして頂きながら、まだ尚且つ制御は難しいというところもありますけれども、何処まで細かくシミュレーションが出来るかという期日的な問題もあって、県の言い方を借りますと何処の所に住民の方が住みたいという希望があって、

そこに住んでもらうということを決めた上で一旦計画を決めて、その後具体の防御をまた考えるんだという言い方を県の担当の方はされてるんですが、それでいくと他都市の計画というのとどのように整合させるのかなというのは、我々のレベルだとなかなか。そう言われるともう少し早く言って頂ければ色々と出来たのかなという思いもございます。

○増田座長

岩沼はシミュレーションをしているのですか。

○今村委員

私は会議に参加させて頂いていて、会議の中ではシミュレーションの結果等は出していません。実際、今回で浸水域はこうなりました、浸水域に応じて家屋とか色んなものはこうなりますという資料がございます。一方、住民の方の意向として集団移転するのか、または留まるのかそういう意向はかなりまとまっています。それに基づいて土地利用とか色んなプランが粗々作られたということになります。その粗々によってグランドデザインといいますかビジョンがまとまった。詳細に関しては正にこれからで、例えば沿岸部での千年希望の丘ですね、あれも具体的にはまだ決まっていない。ただこの地区はそういう風にしましょうというところが決まっている。それが今の段階ではよろしいかと思えます。仙台市の場合も粗々こういう計画はある訳ですよ。これに関して今の9月の段階は細かくは検討出来ないですし、無理だとは思いますが、ただこういう方向性でいいかどうかという希望は取れる訳ですよ。希望を取るんですが、なかなかまとまった自治体ご意見がとりづらいという状況ではないかなと思います。

○増田座長

岩沼は集団移転で固まっているのですか。

○今村委員

ざくっと言いますと貞山堀よりも東側は集団移転、それよりも西側に対しては集約化になっています。

○増田座長

名取もまとまったと言えどもまとまったのですが、一応昨日で終わりになりましたので。そこでの議論は、堤防についてはある種のギブンの値を与えてそこからスタートして、とりあえず単独でシミュレーションをやって盛り土、嵩上げ等である一定の浸水深以下に抑えられるというような前提に従って閑上の現地復興と北側の集団移転というところで一応話は固まっていますが、その状況が大きく変わって守れないという事になると話はガラガラッと崩れる可能性はある。

○今村委員

盛土の高さですよ。どういう構造でやるのか。

○増田座長

仙台空港がありますから、空港があそこからなくなることは当分ないのであのエリアの区画整理地域も含めてある種の市街地をあそこに残すというのが移転策としては、まあその時の状況にもよりますが。

○板橋委員

結局時間が無い中で親会に我々のワーキンググループが出すものをつくらなければなりませんので一つ一つどういう風な形で示すのがよろしいのか。先程中井先生がおっしゃったようにブルーで囲われたものが違うものであるとするならば違う書き方をするとか具体的に詰めていかないとダメですよ。

○今村委員

私からの提案なんですけど、危険地域の設定に関してはもう少し丁寧にレベル1、レベル2という言葉が出てしまうかもしれませんが、これに関しては県と国が決める。レベル2に関しては自治体でやると。今回は全体的なプランを選べないのでこの四角で囲ったような案を市として提案していると。こういう言葉を入れてフローを出す。次の青い四角はこの危険地域に指定された場合にどのような土地利用をするのかというのは、これは正にこれでよくて、矢印の方向もこういう形でいく。その中でまた次の矢印があるのですが、この時に誰が選択するのか。基準を市でつくられて自動的になるのか住民側で意見とか調整が出来るのかどうかという所を書いて頂ければ全体的なフローとしては分かりやすいのではないかなと思います。

○板橋委員

出来れば最初の防災危険地域の制限についてはいつまでに、先程おっしゃられた21回の説明会を経ていつ頃までに確定して、9月の中旬以降には第2回のその案をお示しする説明会をやる予定というような事も書き添えて頂きたいですね。

○今村委員

フローの中で第1回の説明会、このフローの中で第2回ということですよ。ここで何を決めるのかというのが見えてくるのではないのでしょうか。

○中井委員

土地利用の方向性でいうと土地の所有権のことが全く出てこないんですね。そのところを丁寧に書いておかないと土地を持っている人が沢山いる訳で、その人達がどう動いていくのかということを一言書いておかないと。いざとなれば誰が買い上げるのですか。国が買い上げるとか色んな噂を聞きますけれども。

○事務局

土地の買い上げにつきましては、国の方でも買い上げ、借り上げという方法等ありますが、現実的に今確実に申し上げられる事といえますのが、防災集団移転促進事業によって移転をして頂く方々の元々の土地について、移転なさるといふ一つのまとまりの方々全員が市の方で買い上げてくれというオーダーがあった場合に事業者である市として買い求めさせて頂く事はできるという制度でございます。正に制度上の様々欠けている所があるというのが実態ではございますが、今の制度の中では集団移転をなさるといふ一つのまとまりがございましてそのまとまりの方々全員の土地を売却するという御意志を示してくれた場合に買える。

○中井委員

塩釜互理線の東側って殆ど農地ですよ。農地は違う話になるのですか。

○事務局

別です。正しく住居を中心にしたところで一つの集団移転のエリアを設定して。

○中井委員

でも僅かですよ。ここの赤く塗ってある所はあらかたが農地なんで、そこのところのストーリーが出来ていないとここに書いてある事は全然成り立たないですよ。

○事務局

災害危険区域については住居の建築を制限する、規制するという所でございますので、仮に農地としてそのままに使われる場合には土地利用としても何ら制限が加わらないということにはなる訳です。

○中井委員

これだけ見ると農業が出来ない感じに見えるのでそこの所をもう一つ紫色というかここの選択肢に無い色にするとか。特に新産業地区なんか丸ごと買い取って誰かがやるのみに見えてしまうので、それも誰かが買い取らないと出来ませんよね。そこの所の出来ることと出来ないことが明確に書かれていないといけません。

○渡邊委員

農地という土地のコントロールの手法というのはあるのですか。

○事務局

今のところは非常に難しい。制限の強い法律がかかっていますので、確かに新産業地区についても実際にこれでやろうとすれば殆ど農地が大半でございましてそれをどうするのかという問題がございます。それについて特区制度でありますとか、規制緩和の制度を活用しながら農地を賃貸してそこに新産業を呼び込むということも手でございますが、渡邊先生がおっしゃったように農地のままだとそういった事の活用、物を建てるということ農地転用ということでかなり厳しい制限がある中でやっていかななくてはなりません。住居系については集団移転に関する新法の設定というのが検討されていますが、それ以外の所では新産業地区の様なものの土地利用を進めるために特区制度でありますとか、そういうのを活用させて欲しいということで、これも明日また国からヒアリングがあります。これについても正に制度が作られようとするのもあって国の方からも言われておりますが、市側の方で地域方で土地利用のビジョンを見せてもらってそれを応援するような制度を作りたいというようなことでヒアリングが来ておりますので、非常に悩ましい所なんです。制度があつてその中で考えるというのは確実な内容なんです、集団移転につきましても震災前の価格で買うのか後の価格で買うのかというのも住民の方にとっては非常に大きな違いがあります。そういう制度が揺れていたり、シミュレーションも県との調整とか極めて調整要因が多い中で、ただ都市としての考え方というのを国も示して欲しいと仰ってますし、地域住民の方も非常に強く求めている。というようなことで非常に悩ましいところでございます。

○今村委員

住まいに関してはある程度規制がある。土地利用に関しては出来ないですね。その場合安全というのを考えますと、こういう沿岸部の危険な所で働くなどは言えないので、安全を確保する。そうすると避難タワー、あるいは地震、津波が来た場合に命を守るための対応をやるという説明でいいと思います。

○事務局

そうすると次の論点とっておりますが、資料6ということで。そういう意味では正に今村先生がおっしゃった通りで、東部についても危険のある地域ではありますが、非常に海岸公園の整備を詰めて、魅力のある海に触れるという意味では仙台はここで海に触れる訳なんで、魅力ある地域でございます。正に安全に逃げるということを確認しながら交流を生む、あるいは公園で遊ぶ。また中井先生がおっしゃったように東側でも農業をまたやっていく。そういった新産業を作るにしてもそこで働く方がいらっしゃるので、そういった方の安全を確保しないといけないという事で避難施設をどう配置していくか、あるいは避難路をどうやって、また都市として小学校、中学校から避難教育といいますか防災の教育についてどうしていくかというのが減災の基本でございます。資料6については都市整備局の方からご説明いたしますが、もっと組み合わせられないと東部の土地利用を考えられませんので、それも併せて資料を用意しているところでございます。

様々なご議論があるのは当然なんです、まず、資料1の災害危険地区というエリアでピンク色に囲まさせていただいておりますが、ここまで広くはないのですが、一定の幅を持って海岸公園という公園の計画を仙台市として当然昔から持っております、事業も進めております。この中の相当部分につきましては、国有地、県有地、市有地ということで公園整備をしていくということですかねから事業を展開してきている所です。資料6の方でございますが、こちらままさにポンチ絵ですが、海側の方のグリーンの点線で囲んでいる所が海岸公園、一部広げたりということを含めて公園として緑のゾーンにしていこう、その中に濃い実線の緑で楕円で4ヶ所囲んでおる所があるのですが、これは位置が特定されている訳ではないですが考え方としてこの七北田川と名取川の間沿岸部の緑のゾーンの中に丘を造って、メモリアルな使い方をしていってはどうかというような意味でグリーンの濃い実践の楕円を配置しているというものでございます。それと七北田川と名取川の間に西側に向けて赤い点線で矢印があるところがあると思うのですが、行き先が集約地という所になっておるんですが、これは避難道路を、これも場所と正確な位置という意味ではなくて、考え方として海岸沿いの何らかの人々が集まったりする、仮に従業地になったりすることを考えますと、当然今回の反省でもスムーズな避難という意味での避難路の整備も必要であろうという事でこちら側には赤い点線及び矢印で避難道路というものを配置をしております。更に、七北田川から北側に左岸側の方で分かりにくいかもしれませんが、塗りつぶした黒の楕円があるのですがここにつきましては、先程今村先生からのお話もございましたが、ここも土地利用転換を図るにしても港周辺でございますので当然事業所系の土地利用になるということがございますので、そこではお勤めなさっている方々がいらっしゃる。地震、津波がいつ来るか分からない訳でして、ただ港があるからこそこに立地しているということがございますので、ここも象徴的なプロットですが避難施設、それからタワー型になるのか高い建物になるのかは別にいたしまして何らかの津波避難施設として配置していくことも必要であろうということでございます。正しく土地利用展開していくのと避難施設を整えていくということを同時並行でやっていかなければならないという事で、今日は象徴的といいたまいますか、大分デフォルメした図面になっておりますが、そのように津波避難施設、避難道路、今回15mの冒険広場に避難なさって助かった方が沢山いらっしゃるということも教訓にして平坦な海岸公園の中に丘を造って避難施設を兼ねて、メモリアルな整備をそこに入れられるのではないかとということも考えましてこの様なイメージ図をお示しさせていただいております。

○中井委員

そういう意味ですと、ビジョンとしてはこの緑色の所を全部公園にして農業はやらないとか、はっきり言っても構わないと思います。農業ではなくてここは全部パークにするんだと、こ

れほど広大な公園にするというのはもの凄いことだと思いますので、やるんだったらそういう事を言ったっていいと思います。

○今村委員

同じような大胆な考え方としては、今避難の場合、車を使うかの是非が言われていまして、仙台のこの場合は赤い矢印の3本は道路幅を広くして基本的に車を使ってくださいと。但し、完全に無制限ですと難しいので柔軟な対応をとる。こういう一歩進んだ検討をご提案されてもいいんじゃないかなと思います。そうするとこのイメージ図というのは魅力的になります。

○事務局

確か避難路については、今回も渋滞をしてということがありますし、実際に津波を遭いますと命取りということになりますので、具体的に検討が必要だと思っております。また、中でも議論がありまして津波避難施設、タワーの様なものと黄色い所に落としていないですが、中でも議論がありまして景観とかを考えた時に、農地の中にタワーが沢山建つというのはやはりどうなのか、それよりは今村先生がおっしゃったように避難路をきちんと取ってこの前のシミュレーションでも津波発生から1時間ということでありましたので、海側の方は他に逃げていただいたり、できれば東部道路より西側にお逃げ頂くのが確実なんです。市街地の中では建物かなというのはあるのですが、農地にタワーというのは造りにくいというのがございます。また、公園をだーっと緑にしてしまうということも確かに案としてはあるのですが、なかなか用地を買い上げるための財政的なスキームというのがございませんので、膨大な今回の復興計画で今想定するものでもかなりの財政負担がある中で、尚且つこの土地を買って公園にするというと財政的な余力が厳しいかなというのが正直ございましてその辺の整合性、勿論余力があれば安全を確保し魅力的な公園ということでもいいのかなと思っております。そういった面の所では難しい所もあろうかと思っております。

○中井委員

ガウディの建築ではないですが、何百年かかってもいいんじゃないかと思えます。買い上げるのは。

○今村委員

あと国とか公的な予算を使うと厳しい面はあるんですが、民活で例えばこのエリアは買ってくださいと企業さん個人でもいいです。

○事務局

ナショナルトラストの様な。

○今村委員

色んな課題があるのは分かるのですが、基本的なものをやってその課題は2次的な課題なので色んな知恵を出してクリアできる可能性がある。基本的なものを持つというのが重要なかなと思います。

○板橋委員

震災前から海浜公園の計画はお有りだったんですね。それは何年計画でどういうものだったんですか。どこか途中まで進んでいたのですか。

○増田座長

前回の資料にありました。

○事務局

ほぼ整備が出来ていた。

○増田座長

集落を災害危険区域として買い取るか、もし集団移転が出来れば公園用地として買うからということかもしれない。

○事務局

議論がずれてしまうのですが、前回板橋委員の方から建物として制限するのではなくて住まう事自体を制限できないのかというお話しで、前回「それは出来ません」と申し上げたのですが、実はそこに何らかの都市施設なり、将来何かつくります、公園なら公園としますと言うと土地収用後の対象事業というのがありまして、いずれ買わせていただきますよと、強制力が働くというのが実はあることはあるのですが、あまり行政としてはしたくない手法でございますのでそこは増田先生がおっしゃったように防災集団移転促進事業の中で買わせて頂くという方法も一つですし、何らかの施設整備を仙台市なら仙台市、国なら国ですということによって公共事業として買わせて頂くというケースもあります。

○渡邊委員

そこまでは書けませんでしょ。たまたま前回の資料を持ってきて今おっしゃられた土地の所有関係で殆ど買収。荒浜と藤塚辺りの集落のところはぽっかり空いているんですが、そこを何とか出来れば。また県道筋の薄く長い所、そこも難しいとは思いますが。というようなことで比較的緑地公園的な土地利用に進んで行くんじゃないかなという気はする。

○増田座長

全然夢想的なことを言えば、999年土地のリースで借りますとかというのものもあるのかもしれない。ヨーロッパ流に言うと、借地代は払いますと。

○板橋委員

因みに今回の海浜公園はどの位の年月をかけて造られようとしているのですか。

○事務局

なかなか遅れ気味。

○渡邊委員

前回の話では平成25年完成予定だったとメモが書いてあります。

○事務局

25年に完成する予定で進めておったのですが、今回の集団移転で荒浜の空いた所とかというのを対象にするのであれば、買い上げた上で植樹等も市民植樹とか市民皆でもう一度松林を再生しましょうというようなこと、あるいはこの前に申し上げましたが他地域でも「その為には是非東北で植えてください」ということで、元々この松が浜松の松だったというお話があって浜松市の方で「松どうですか」というお話もあるという風に聞いておりますし、山

形の方で小さい苗を育ててくださっているということもありますので、市民の方と一緒に植えたりしながら、木の育成もそうですが時間をかけながら再生をしていく。中井先生のこの辺では農業再生は、ということを言われますが、公園の再生もこれだけ長い9 km に渡る公園ですので再生となると時間がかかると思うのですが、それは逆に市民の方と一緒に時間をかけて造っていくということにすごく意味があるんじゃないかなと思います。

○板橋委員

あると思います。シンボリックになる気がしますね。

○今村委員

開かれた復興で、地域の方、自治体だけがやるだけではなく、もっと広く国外も含めて参加してもらおう。そうすると非常にシンボリックな、またはすごく魅力のあるものになると思います。

○事務局

内外も資金も含めて色んなものを集めながら実際には市民の方が動く方が資金も集めやすいという所もあると思うので、そういう手法を組み合わせながら正にシンボルになります。丘の造り方によっては本当にシンボルになって、避難するだけではなくてシンボルになるような丘ですとかモニュメントをどうするかとか、そういうものを含めながらこの地域をもう一度人が来てもらえるような地域に。安全を確保しながらですけどつくっていききたいなと思っております。

○板橋委員

岩沼の千年希望の丘ではありませんが、何かネーミングを、例えば公募するなり、こちらから希望の持てる名前を付けて、それがキャッチになるような気がしますね。そういうことまで落とし込んで頂くとより見えてくると思います。

○増田座長

夢のある計画なんですけど、お金をどうするか。

○今村委員

お金は後から考えるんですよね。お金を考えたら何も出来ません。

○渡邊委員

この新産業地区の想定されているエリアというのは民有地ですよ。どういった状況の方々の土地なんですか。

○事務局

基本的に水田ですね。

岡田の集落が一部入っております。

○板橋委員

表現で気になっているのですが、公共施設の整備はしないとなっているのですがこれはどういうことですか。

○事務局

箱物の様な整備はしないで、さっき言った公園の整備とかは当然いたしますし、避難道路等の整備はするので公共施設という書き方が粗いかと思えます。基本的には災害危険地域になって制限がかかってくれば出来ればここは建築しないで頂くということになりますのでそこで学校の再建とか、さっきの希望もあろうかと思えますが、そういう所は危険区域ということで避けて、しかし安全を確保しながらの公園の整備等については取り組みたいと言う事なのでちょっと表現が乱暴だということだと思います。

○板橋委員

今おっしゃったようなことが表現としてあるとよろしいと思えます。

○事務局

例えば住居の建築を禁止しておいて、ガス、水道等のインフラを整備するのは矛盾していることも一つありますし、あとは先程、絵に様々な施設を落としていくと議論になった時に大変いいのですが、我々が土地利用の方で考えている事の一つとして、海岸施設や海岸堤防にしても海岸公園や防潮林等の海岸公園の再生にしましても嵩上げする県道にしましても1、2年で出来るものではない訳で、津波の減衰効果を与えるような施設が相当ロングスパンじゃないと整備できない。その間以前よりも危険度が増している土地を、まして住んでいる人達をどうするのかというスパンがグッと短くて、我々としては決めかねているのです。災害危険区域のエリア取りとかという話は、行政としてどうしてもやらなければいけないものだと思っておりまして、施設整備の時間軸と安全な住まいを確保する時間軸が相当違うという事を念頭に置きながらご説明をしていきたいと思っておるんですが、なかなかそこまで至っていないという状況です。

○板橋委員

ただ、図にそれが分かるように表現して頂けたらよろしいのではないですか。出来れば折角の建築制限手法の比較で書いて頂きましたが、第39条に基づいて、ここは無期限で住宅の建築を禁止するなど、丁寧に書き添えて頂くというのはどうでしょうか。

○今村委員

資料1は単独で提案するものであるんですが、バックグラウンドとして資料2から6とかある訳ですよね。そこで資料名を入れて見て頂くというのは大切だと思うんですね。あとは時間軸がここに入っていないので、大きく短期、中期、長期でもいいですし。

○渡邊委員

もう一回確認したいのですが、黄色の所と黄色じゃない所がすごく気になっているのですが、まずこの資料で津波シミュレーションに基づくというのはいいいのですが、防災危険地域という言葉をつくるのですか。何か制度を。災害危険区域と同義に考えていいのかという事が一つと、黄色の所ですとかどこかにもありましたが、七北田川左岸の市街地再生の所は、表現は極端ですが、再生をなさってくださいということで津波避難施設をつくるとはいえこういった地区で、例えば恐いので移転したいという方がいても「どうぞ自由に」という話になる訳ですよね。その辺は大丈夫なのですか。というのがすごく気になっているのですが。さっきの黄色の農業再生地区に元々お住まいの方々ですとか、個人的な意見ですが災害危険区域はこれ位の範囲で指定すべきだ、もう少し北の方まで広げる必要が本当に無いのかというような心配と、名取川以南の自治体さんによっては貞山堀のある種の線にしているというよ

うな話との整合性がとれていない訳ですよ。そういったことに対しては、特に事情は違うので一律に同じにする必要は無いとはいえ、そういう部分はどうなのかなという気がするのですが。

○増田座長

それは広域な都市計画図に出てくると変に見えますね。

○渡邊委員

事情は違うのだときちんと説明ができて、且つ地域の方々が正しい情報に基づいてきちんと納得されてるのであればいいと思うのですが。仙台の方々が集団移転をしたいとおっしゃっているのですというのであれば、少し深いラインがという話もあり得ると思うのですが。

○事務局

理屈だけで整理出来ない部分がありまして、名取の方で閑上は現地再建、違う地区は集団移転というようにこれは元から地域の気持ちとしてそういう所が強いというのもあって。それは生業としても漁業、水産業関係の所の関わりが強いとかいくつ要素があると思います。そういう意味でいった時に仙台市内の特に荒浜辺りですと、仙台市内で水産業をやっている件数は17件しかないです。非常に少ない。そういう意味で住まい方なり職業の持ち方も違います。一方で集団移転に対する意向についても荒浜ですと非常に高い割合になっている。そういうことからすると必ずしも災害危険区域というのが、そのものの通りの危険だという事の他に、次のステップのまちづくりとしてそれが後押しになると。それとセットになるという気がしています。そういう意味でいうと必ずしも名取の方の事情で貞山運河とは延長ではないかもしれませんが、地域の理解の仕方というのは比較的取れるのではないかなと思います。

○渡邊委員

黄色の所と七北田川左岸のところはどうですか。

○事務局

七北田川左岸は非常に悩ましいですよ。

○渡邊委員

地元の方々、地域の方々はどうなご意向でいらっしゃいますか。

○事務局

これも多分分かりますよね。海側に近い方は集団移転で残りたくないという気持ちが強いですが、段々陸地側の方に来ますと同じような浸水被害ですが建物そのものが現地に残っている割合が高いのがこの地区です。物が残っているとどうしても戻ってという感じが強いというのがあります。

土曜日から入っているのは仙台市が自ら町内会単位の方々に対して、様々なデータを重ね合わせて調べさせて頂いて仙台市から郵送させて頂いて案内状を送付して説明会をして初めてのものが土曜日から始まっているんですが、その前は町内会で集められるの方々に対して説明してくれという機会も多数ございました。その中でも荒浜の方ですとか、一番七北田川の左岸側の港町内会さん蒲生町内会さん、所謂お宅が流出してしまった、もう無いと。実は被災した後に基礎しかないという様な方々は恐くて居られない。自ら何とかしてくれ、正に集団

移転だからスピードアップして欲しいと。財政的な負担の話をしなければならないですが。ごく一部の方は「俺は残る」とおっしゃる方がいらっしゃって、表現が悪いのですが、諦めて頂くというのでしょうか、それが災害危険区域なんだと。だから早くしろと。それが延びれば延びる程町内会、集団としてのまとまりが欠けてしまうということをおっしゃられています。我々としてもきちんとした根拠がなければいけませんしということで、今村先生とも一緒にさせて頂いて検討を深めているという所です。その時に海岸沿いに巨大な絶対に壊れない構造物を造ったらいいという議論は無いですよ。施設整備によって大丈夫だという議論は大変危険だなと思います。

○板橋委員

あまり時間がありませんので、中井先生、農業再生に関してはどのようにお考えですか。

○中井委員

ここの所の整備は大変難しいと思ひまして、まず仙台市が何をやるのかということを確認に書くことだと思ひておひまして、やる事は除塩と圃場整備を積極的にやるということしか多分無いと思ひます。

○事務局

そうですね。公共としての基本は。支援の仕方をどの様にするかという話です。

○中井委員

そこの所をきちんと書いて、あとは土地の特性に合わせて地元の JA とか土地改良区とか実際の地権者と話し合つて決めていくというプロセスをきちっと書いてもらうという事が大事なのかなと思ひます。そこに分けまして支援策としてはこんなことを考えている。ですから具体的に動くことと、調整することと、支援、この3つをきちっと分けて書いた方がいいなと思ひます。ですからこうやって並んでいると市がどこまでやっているのか分からないですよ。市がここをこうやって調整をするんだ、支援をするんだ、ときちんと3つ分けてくれるとここに住んでいる人達も分かりやすいと思ひます。それをベースにして彼らがどこに移転するのかということも考えていけるといいなと、その方向かなと思ひます。農地の集約化だとか大規模化だとかは国が言っているだけで、本当にそれが仙台市に向いているのかと思ひると、僕はあまり良くないと思ひます。すべて国の方針に従う必要もない訳で。大都市の仙台市近郊の農業らしい農業というものをここで本来考えるべきで、国の方向が6次産業化と大規模化とそういったような事は、つついそのキーワードを使いたくなりますが、敢えて乗る必要はないと思ひます。

○事務局

大規模圃場化等につきましては、必ずやるという事ではなくてそれも検討するという事が一つと、実際に説明会とかで参りますと今までのように自前で出来ていた時はいいけど、農業機械とかが流されたり色んな住居の再建等でお金があるので、少し大きくして仲間と一緒にやりたいとか、実際の農業者の方のご意見をあります。そういう意見がある所については当然そういう事を生かしていこうと思ひておひますので、そういう意味でも全部を大規模化するかどうかということではなくて、そういうご意見がある所、あるいは JA なり土地改良区とお話ししてそういう風に進めていこうという部分については、そういうこともやっていきたいという事なので全部をそういう風にしたいという事では必ずしもございませぬ。

○中井委員

ですから、彼らが支援を受けたいのは流された機械なんですよね。それが無いと始まらない所があるので。そういったような枠組みを作ってリースでもいいですし、何らかの支援策を作っていくと。それが見えるようにしていくと、きっと彼らもやる気が出てくると思います。

○事務局

圃場の在り方等については実際の従事の方と JA さんとの話の中でどうしていくかというのは決定されていくことになると思います。

○中井委員

それと少し荒っぽい意見かもしれませんが、黄色の部分の東側の赤い部分ですが、ここは農地だけに関してはヘドロの除去はいつという計画は出てましたよね。場所によっては、水田に戻すのはちょっと問題があるんですよね。ここは酷過ぎるからもう農地再生は辞めようじゃないか、というのを誰かが決断して言わないとまずいんじゃないかなと思いますよね。やっぱり相当のコストがかかるとは思いますけれども、こんなにお金をかけて水田に直す意味があるのか、誰かがきちっと言わないといけないと思います。実際農家の一部負担が発生した場合、10年間お米を作っても借金返せるかどうか怪しいんですよね。そんな状態で本当にかのかという気がします。

○事務局

おっしゃる通りで、新産業地区とすることで土地使用料とかが貰えるとかそのような事で農業的には違うのかもしれませんが、水耕栽培であればそこに参加という事もあるかもしれませんが、そういった色々な農地の活用の仕方、実際に海側に行けば行くほど厳しくなりますのでそういう所で新産業みたいなものを組み合わせる事で農家の方の生業というか、何か支援になるようなものも狙いの一つとしてこの新産業地区の様な設定もまとめてしている所もございます。

○板橋委員

中井先生、仙台市近郊ならではの農業というのはどういうことですか。

○中井委員

やはり考えているのは有機農業です。仙台市民もそういうのを望んでいる人も多いと思いますので、そういった有機農業を中心としたような場所が出来ればいだろうなと思っております。それは農業者が決めることになるので、なかなか我々が提案するのは難しいですが、基本的な概念として、ワーキングが言うておくことはいいんじゃないか。

○板橋委員

提案として出してもいいですよ。

○中井委員

それともう一つは観光としての、見せる農業というのがいいんじゃないかと思っています。仙台市民が散歩に行って農地が綺麗だなと思えるような、そして安全だなと。やっぱり農業を撒いている所にわざわざ散歩する気がしないですからね。ですからそういうような農業が出来たらいいなと思っています。提案としては、安全安心で仙台市民が望むような食を生産する地域、市民が見に行きたくなる農業地域というものにしてもらえたらなと思っています。

す。

○板橋委員

素晴らしいと思います。そういう提案を盛り込んでいただきたいですね。

○今村委員

6次産業というところで販売したりそこで美味しく食べて頂いて。

○板橋委員

昨今のマルシェ流行り。ちゃんと安心安全が見える物が売られていますよね。そこを望んでますよね。ですからまさにおっしゃったように安全で安心な仙台近郊ならではの農業という事が提案としてここに盛りこまれたら素晴らしいのではないかと思っていますね。

○渡邊委員

そういう担い手というのはどういうイメージなんですか。

○中井委員

やっぱりここにありますようにある程度の大きさの農業法人になるんでしょうね。意識の高い人が集まって農業を行う必要があります。観光も6次産業ですので、観光も含めて6次産業化を進めたらいいなと思います。

○板橋委員

実際に農地に観光を取り入れている所はあるのですか。

○中井委員

今、日本では農家レストランとかその程度ですが、ドイツではヴァンダラーとっていますが、農村での散歩を楽しむ人がいて、週末には泊まりこんで散策を楽しむといったイメージです。

○事務局

黄色い丸の中で観光農園とか市民農園というご提案をという。中井先生が一番最初にお出し頂いたメモの中にもあったのでそういうのも。

○中井委員

イメージが違うんですね。観光農園と市民農園は。観光農園とか市民農園ではなくてちゃんとした食を作っている場所を見てもらうといったことを考えています。仙台市の農業園芸センターなどで安全・安心な農業といったような事をちゃんとレクチャーをすればいいと思います。農地が近い仙台市では、自分達の食べるものが何処でどう作られているかを直接現地に行って見られる訳で、こんなにいい事はないだろうと思います。

○渡邊委員

そういうビジョンが加速するような何かコントロール手法というのはないんでしょうかね。

○今村委員

今日の議論で資料1を見直しますとかなり良い事が入っていますが、中身が伝わっていない

ですよね。どう見せるかという、やっぱり説明が足りないですよね。展開がないので関係も分からないですし。

○中井委員

一つやるんだったら特区のようなものにして、有機農法しかしない場所とすることも手かもしれないですよね。有機農法をやっていて殺虫剤を使わないとか除草剤を使わない地域があっても周りが全部除草剤を使っていれば意味がないんですね。風に乗ってきちゃいますからね。そこがある程度の面積で確保できていれば、非常に安全安心というのが分かるし、なかなかそういう場所が無いですね。

○事務局

特区の制度としましては規制の緩和という方を睨んでいて、規制を被せるという特区というのが制度的に難しいというのと、先程先生がおっしゃったように、農家の方が選ぶという所もあるのでご提案として、先程板橋さんがおっしゃったような形で、そういったものもという提案という事はあるかと思います。特区でそういう活用というのは現実には難しい面がございます。

○板橋委員

震災を逆手に取るとか、震災でこうなっちゃったので逆に出来やすいことってあると思うんですね。

○事務局

全体的に震災でやられた地区をそのままというのではなく、折角こうなったのでというのは出したいなどは思っております。

○渡邊委員

資料説明の所で黄色地域の所で避難タワー、タワーにこだわる必要はないと思うのですが、津波避難施設をどうするかというお話がありましたけれども、そういう先生がおっしゃられているような様々なやり方とか色んな施設もある程度必要な気がするんですが、そういった一貫の中で津波時の避難施設というような機能を兼ね備えさせるという視点があり得るような気がするんですが、黄色い所に要らないという話にはならない気がするんですね。

○今村委員

普段使いながら非常時に避難として使える。又は、全国で避難タワーとか避難施設をやりたいという案も一杯お持ちみたいですね。それで色々と並べてみるとか。大胆な発想ですが。仙台平野で結構均一ですので。

○中井委員

農園センターの丘の一番上の辺りは津波を被ってなかったんですね。ですからそんなに高くなくてもいいですね。

○事務局

あそこは西に寄っているというのもあって大丈夫だったですね。

○中井委員

途中に小高い丘がいくつかあるだけでも避難所になると思います。

○渡邊委員

願わくば折角荒井駅が出来る訳ですから、荒井駅と新産業地区と連携のとれたような施設が配置出来ると本当に気持ちがいい感じですが。なかなか難しいところです。

○今村委員

観光的に言うと仙台港にそのままつながってというのがありますし。

○板橋委員

そんなイメージが浮かび上がるような概要にしていきたいです。

○増田座長

資料1の土地利用の方針の一番最後の所に新事業・工業集積というのがありまして、この図でいうと市街化区域の上の所に出ている所としてますよね。下の所にピンク色と橙色みたいな新産業地区があるんですけど、黄色の所と新産業地区の所は基本的に農家にとっては何が違うのかというのがよく分からなくて、例えば黄色の所で右にあるようなプロジェクトを地元の方がやりたいという風に土地をお持ちの方が出てきたらそこも新産業地区になりうるといことですか。それともある程度エリアを絞ってこちらの所でやってくださいと誘導するという感でしょうか。新産業の中身にも寄るとは思います。

○事務局

実際にその中でも議論があるところでして、先程言ったように地代を払ってもらえるような新産業が来るとなると、再生も色々コストもかかったりするのでこちらでもやりたいという人も出るかなと思っているのですが、ただこの部分の農地というのは都市にとっても非常に財産といいますか魅力的な所でしたので将来的に入ってくる事があるのかもしれないし、まさにご自身の資産ということもあるんですが、私どもとして計画を出す段階では一定の部分で優良な農地を残すという様なことで今回はご提案した上で、先々はそういう事もなしとは言えないですが、やはり計画上は一定の所で線引きをした上で杜の都の優良な農地を残すという様な事も重要なんじゃないかなと中でも話しております。

○増田座長

そうすると農振農用をかけて農地転用はかなり厳しく。規制はできないけどそれについてはかなり目を光らせるということになるんですかね。

○事務局

それは黄色の地域ということですよ。基本的には黄色いわゆる農地としての再生というのが基本だと思っています。ただ県道のレベル2対応かもしれませんが嵩上げをするという様な事とかですね、物理的な条件なり海側の今後の津波なりのリスクな部分を、あるいは今回の浸水被害を考えた時に県道より東側の土地利用を単純に農地としてやるかといった時に違う形になるのかなと。ある程度公園とかそういう用地でカバーできる所はそれありきだと思うんですが、そうではない所は新産業地区かなと。ある意味で住まいは別にしまして、それは移転をして頂くことになるかもしれませんが、単純に農地として残された土地をどれだけ効率的な農地になるかということそれは非常に難しいかなということで、新たな産業地区というのを考えています。逆に言うと可能であれば、農地としてそれなりの再生が可能であれ

ば同じように黄色にしてもいいのですが、今の段階では県道より陸地側の黄色の所は基本的に農地としてやっていきたいという考えです。ただ、その事が今の法律の農用地、農振みたいなそういった制限でガチガチなものにするか、それとも農業としても色んな経営の多角化も進みますのでそれが今の次代の農地の色んな規制なり制約のままでいいのかというのはまた別の議論になるかと思えます。

水耕栽培だと私の感覚だと農業で良いんじゃないかと思うのですが、建物を建てるのでもしかすると農地転用がいるかもしれないというお話があって、どういうものを建てるかだという事ようです。そういう農業も農業なんじゃないかなと思ったりもして、先程本部長から申し上げました所はどうしたらいいのかなというのは少し難しい、中の方で議論がある所です。

○渡邊委員

面積的には1000haじゃきかない感じですかね。

○事務局

東部農地で1800haということです。

○中井委員

検討中の新事業でここに3つ書いてあるのですが、こう並んでしまうとワーキンググループがこの3つを推奨しているような感じで、これは非常にまずいと思います。水耕栽培は農業の延長でこういったもの認めうると思いますが、藻類バイオマスとメガソーラーというのはちょっと違うんじゃないかなと思ひまして、市の方としてそのお考えがあるのは結構ですが、ワーキングとしてこうやって結論みたいなのはちょっと良くないのかなと思います。皆さんのご意見を聞いてそれは決めた方がいいと思います。

○板橋委員

ブルーで囲って4本柱にはなりえないと思いますよ。これはオプションというか市としてはということを書き添えて頂くなり、基本的な方向性としてはこの3つでいいと思います。

○増田座長

逆に言うとチェックがかからずに行ってしまうって良いかという風に思います。民間の提案があって地元の方がそれなりに収益が上がりそうだというのが出来た時に、東部地域検討ワーキンググループは何も言わなくていいかという。この例がいいとは思わないですが、新産業地区として農地を転用することについてある一定のルールみたいなものが無いと無限定になってしまうんじゃないか。

○事務局

新産業地区の指定というようなことは特にそこはワーキンググループとしては宜しいでしょうか。内容は確かにこの3つなのか、あるいはもっと有るんじゃないかも含めてですね。

○今村委員

名前が新産業というのが良いと思わないですね。結局残ったエリアという。検討地区とか何か。

○板橋委員

これは先程おっしゃったヘドロが出て水田には無理のエリアということですか。

○事務局

無理という訳ではないのですが、やはり海に近いので一つは危険だという事もありますし、海に近い所の方が塩分の問題にしても、中井先生に確認しないといけないですが、これから潮風の影響もあるそうで、今まで防風林がかなり厚くありましたが、これが無くなって潮風が直接吹くと水稻等の育成上あまり良くないという話は伺った事がありまして、そういう意味でも生産性としては少し落ちるかなという様な事を聞いております。

○中井委員

塩害に強い作物もありますから、そういうのに置き換える事も不可能ではないと思います。はじめに産業ありきというのも。新産業ではなくても例えば農作物の加工の工場なんかを環境に非常に配慮したものとするというのでもいいと思います。新産業ありきというのはちょっとおかしいかもしれないですね。

○増田座長

メガソーラーではないですが、一方で大規模な都市的土地利用の転換みたいなものが出ないとは限らない地域でもあると思います。一部ではこの際新しい産業集積をもっとつくったらいいのではないかという議論も当然。

○今村委員

それは広い意味では有るかもしれませんが、この土地にというところではメガソーラーも結局そこで電気が出るんですが送電とか送ることに結構費用とか消費がかかるので、遠い所に設置しても、火力発電所などもありますし、あまり利点が見えないところがありますよね。ちょっとそれぞれ並べているだけという感じもします。

○渡邊委員

議論が二つあると思うのですが、この三角の土地の使い方を広くどうするかという議論と具体的にイメージがあがってしまっているのをイメージをどうしても限定してしまうという二つの話を区別した方がいい様な気がするんですが。具体的に書くのはいかなものかというのは私もちょっとそんな感じがしない訳ではないですが、ちょっと議論が足りないんじゃないかという気がします。ただ、この三角の土地にある性格付けをするというのはこのワーキンググループなり検討会議なりで方向性として示した方が、先程増田先生がおっしゃったように無秩序なしょうがない状態になっちゃうような事が想定される訳ですから必要な気がしますけれどもね。

○板橋委員

新産業に代わる言葉があるといいですね。相応しい・・・。

○渡邊委員

何かいい言葉は無いですかね。

○中井委員

例えば環境に配慮した産業地区とかその位のイメージでは。

○事務局

環境も一つキーワードで入れておりますので。

○増田座長

港の周りの土地がまだ余っているのでこちらの方に来るとは思うんですが、もう少し港を意識したヘビーな産業が立地したいと言って何百人雇用しますというプロジェクトが出てきた時にやっぱりアクセプトという事はあり得ますよね。それがいいという主張も一方で無い訳でもなく、相当に難しそうだなと思います。

○板橋委員

現に今出ている3つをみても正に環境に配慮したものですよね。そういう位置づけにしておくのがよろしいのではないのでしょうか。

○増田座長

バイオディーゼルがいいですかとか、リサイクルプラントがいいですかとか段々ゴミの粉碎工場がいいですとかといくと皆環境といえは環境ですからね。

○中井委員

環境に配慮するというのは周辺環境に配慮したという意味なんで、ここは環境技術ではありますがそれが環境に配慮しているかというところメガソーラーはまず環境に配慮したとは言えないと思いますのでそういうイメージだと思います。

○増田座長

というので合意出来るでしょうか。ここではいけそうな感じは。環境負荷が少ないとか、環境改善の話とか。直ぐの所が蒲生の処理場につながる所ですよ。

○中井委員

周辺環境に調和した。

○渡邊委員

ビジョンの中にいい言葉はないですか。

○板橋委員

今のでよろしいんじゃないですか。周辺環境に調和した産業地区の方が。

○渡邊委員

そういう感じですよ。イメージとしては。

○板橋委員

色んな事を包括してくれそう。「調和」という言葉が・・・。

○増田座長

後もう一つ、県道嵩上げで県道のルートは他の所は当面考えないということでしょうか。そもそも嵩上げが如何ほど防災効果があるのかというのが良く分からないんですが、盛り土6mというのと3mというのと、この間図面が2つあったと思うのですが、それぞれをやった

時にレベル2の津波に対してどれくらいの減災効果があるんですかね。極論をすると一番海岸寄りに公園の縁位のところに道路を走らせてしまったとすると、かなり波は受ける訳だけでももう少し別のものがあるかもしれない、公園と一体化してしまうと。多分色々なオプションがあってそれをどれ位効くのかというのがあまりよく分かりません。

○今村委員

色々なシナリオが立てる時に幾つかの仮定を設けるべきだと思うんですね。既存の施設を有効利用した場合、出来るだけ津波の浸水域を小さくさせる、その条件で多分4例なり5例なりを示して選択をしていく。やはり前提は必要だと思うんですね。恐らく県道を使うという事は既存の県道を使う。これが技術的には簡単に盛り土というのは出来ない訳でコストも安いとか。

○増田座長

何人かの別の先生と話をしている時に道路本来の機能が損なわれるという議論が一方であってそれでも嵩上げすべきかということについて疑問に思いますという意見も一部には出てたりするんです。

○今村委員

それは6というのを見てですよ。嵩上げ自体が機能ですよ。

○増田座長

6と3でどうのようになるのかというのは他の道路のすりつき方みたいなものとか、下の所を人間が歩いていればどうかとか、設計上も色々な話があると思うので。

○今村委員

各論で反対の意見を聞いていたらまとまらないですよ。まずは全体の総論が大切でどの方向でやるのか。それはシミュレーションでお見せして、方向が決まったら細かな検討というのが必要だと思います。それをごっちゃにするといつまでたっても決まらない。極端な話をするとう盛りです。津波に対してどこまで持つというのは大きな疑問として常に思っています。

○増田座長

どこまでをギブンにしてどこまでを抱えうるのかというのが。

○今村委員

それは前提という先程の言葉で、またはギブンという境界条件として与えられる。そこから出発して頂くしかないですよ。

○増田座長

そうすると現道嵩上げはギブンですね。

○渡邊委員

分かりませんが一応そういうところからスタートしているというつもりではいます。

○今村委員

それをこのワーキングでコンセンサスを得るかどうかですが、一応事務側はそういう意図で出している訳ですよ。

○事務局

3mのシミュレーションとかもお願いしているので、そういった事も見ながらルートも若干ですが直すようなこと。線形を直すようなことですが、そういう所で次の作業を行いますのでそういったものを見ながら、実際嵩上げを前提にしていますがあまり低くなっていくとそういう嵩上げが他の道路とのすり付きの関係で有効かという議論もあろうかと思しますので、それは次のが出てみないと言いにくい。

○渡邊委員

6mより高くなるという想定はあるんですか。

○事務局

それは考えにくい。

○渡邊委員

低くなるという事は黄色地域の津波被災リスクがやや高くなると理解すべきな訳ですね。安全度を高めるという方向には恐らく行かないということですよ。

○事務局

市街化の方にわれる量が抑えられるかもしれないということなので、どちらをどういう風にするかという事が非常に悩ましいかなと。

○今村委員

オプションとしては東部道路と県道の間に1本道路をとすると西側の影響も小さくなる。

○事務局

もう1本追加ということですか。

○今村委員

高くする道路をもう1本ですね。考え方としては県道を生かすと。あまり高くできないと。で低くすると。それで背後地の危険性をアクセプトできれば構わないですが、ちょっと難しいなという場合にはもう1本多重防御を入れるというのが考え方じゃないかなと思います。

○事務局

多分、増田先生がおっしゃられるような疑問というのは、ルートをダイナミックに今の県道の位置を変える、あるいは高さを変えてみるとか基本的なケーススタディとしては有るんだと思います。ただ、道路の性格からいって農地を走ってますけども、県道という幹線道路の機能を持っていますので一定の交通処理機能を持ちながら、それと南北それぞれに川を渡りますので橋の位置がポイントになってしまいます。そういう事で考えますと事前のラフな検討でいくと橋の位置を固定してルートを変えていくと形のいい線形にはならないというのもありまして、海側に寄せれば寄せる程津波の反発力が強くなって周辺への2次的な影響は比較的出やすいというようなことが詳細は別にして何となく分かっています。そういう意味で現道をできるだけ基本にしなから高さを下げしてみる、あるいは一部の線形の修正といいます

か、そういった事が次の検討ケースかなと思っています。一般的な道路ですと盛り土6mとなると沿道利用が殆どできないと思うんですが、幸いここは市街化調整区域なので建物が建つという事は今後あまり想定出来ないということもありますので、そういう意味では6m、4m、3mのいくつかのパターンができるかなと。ただ、今村先生がおっしゃったように更に黄色の所にもう1本というのは農業へのアクセスといいますか、道路を上げることによって農作業への影響もあるのかなという感じもしますんで、出来る事ならシミュレーション結果にもよりますが県道1本位にしてその境目を空きにするのかなという期待はしておりますが。

○渡邊委員

ちょっと話が変わってしまうのですが資料6以外にも出てきている図面ですが、この中の集約地の、盛り土して集約してというその通りだと思うのですが、制度的な背景を持ったイメージというのはどういう様な感じになるのですか。

○事務局

一つは集約地といいますのは、黄色のエリアで小規模な集落が点在しているという中で、各集落が今のままの状態が残った場合に本当に集落の維持ができるのかという課題があって、黄色のエリアであっても集落を再編、集約していくべきではなかろうかという話の一つと、あとは先程もお話しを申し上げているんですが、区画整理等をして市街化区域で地価として大分ギャップがあると。ギャップを解消するという意味で調整区域の中に移転先地として求めるということもあろうという二つの意味がありまして、ここに調整区域の中に集約地としての丸を書いているということがございます。ですので、ここも様々な検討が必要なんですけど、当然今のままの地盤を更に盛り土をして浸水に対する安全性を確保して、正に今回の津波で被災をなさった方々の、沿岸部の荒浜等の方々の選択肢の一つであろうし、黄色のエリアの集落の再編をしていくという選択肢でもあろうという意味でこのような表現をしてございます。

○渡邊委員

黄色の中に現にお住まいだったり、拠点を置いてらっしゃる方がこういう集約地に移動するという風な話になった時に特にインセンティブというものは無い訳ですね。

○事務局

そこがまとまって頂ければ防災集団移転促進事業が使えるという事があるかと思えます。ただ、なかなか決め手になるような、被災なさった方々の経済的な負担が相当軽減されるという様な決定打が無いと、という所が事実でございまして、それについては国の制度が要望している中身がどういう風に反映されるのかという所が待っている所ではあります。今後の展開によっては市としても何らかの施策を打っていかなくてはいけないという可能性もゼロではないだろうなと思っています。

○渡邊委員

お話は分かりました。が難しいですね。

○増田座長

水に浸かった集落のそばで浮いている集落があるというのはどうなのかというのが。

○渡邊委員

黄色の所を心配だ心配だと申し上げているのは、正にそういうことなんです。

○事務局

因みに沿岸部の方々もギャップという話も念頭にお有りなんでしょうが、御自分達では何百年と代々暮らしている方々も相当数いらっしゃいまして、実はあそこなら安全なんだとか分かっていらっしゃるりもして、あそこだったら移転してもいいという方々も中にはいらっしゃる。調整区域の中に。確かに浸水被害として軽微だったりしてるんですよね。あそこは大丈夫なはずなんだという様な事を、私の想像ですが、伝承ということで分かっていらっしゃる方々のお話一部では頂いてはいるんですが。

○今村委員

地形をよく見ますと自然堤防ということで小高くなっている。

○増田座長

今回のワーキングとしてはどこまで決めれば。今日議論されたものを。

○事務局

これを基本として色々修正するというご意見を頂きましたので、これを一旦こちらの方で作業をしてみまして、まず座長にご確認頂いたうえでメール等で送らせて頂いてご意見を頂ければなと思ってございます。31日の段階では次のシミュレーションが確定していないというのがありますので、途中でのという形で大変恐縮ですが、ワーキングとして一旦31日に向けた議論としてはそういう形かなと。また次のシミュレーションがあがってきた時にどうするかというのを考えなければなりません、そう思っております。

○増田座長

コストベネフィットまではいかないと思うんですが、それぞれの防災対策の効果みたいなものをもう少し。こっちに水が流れているとか浸水域がこれ位減ったというのは何となく絵では見えているのですが、何ヘクタール減ったとかですね、何戸の家が浸水深2m以下になるのか分かってもらう少しこっちの方がより有効だと思います。見えやすいと思いますので、そんな数値も出して頂けると。

○事務局

次のシミュレーションの時の可能であればそういう事を出したいなということで作業のお願いをしておりますが、ちょっと31日までは難しいかと思えます。

○増田座長

1回出すのにすごく大変そうなので。取りまとめの前に皆さんに御回ししてそこから最終案を検討したいと思いますので、大体どれくらいの予定になりそうですか。

○事務局

あと1週間ちょっとでございます。結構修正点が多いので出来るだけ急ぐとしか申し上げられません、もしかしたらすごく急いで見て頂くことになるかも知れませんがご了承願います。周辺環境と調和した産業地区ということでこの辺りの名称を配慮して、検討中の事業についてはあまり載せないという事かと思えますが、一つお断りですが具体的に3つ出したの

にはこういったものが動いている部分もございますので、ワーキングとしてはこういった名称を出さないという様な事でいきますけども、確定しているものは一つもありませんが、検討が進んでいるものがあるということをご了解頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

○増田座長

それではこれで終わりにしたいと思います。

○事務局

どうもありがとうございました。

以上、議事録の内容につきまして、すべて相違ありません。

平成 23 年 9 月 11 日

議事録署名者

(座長)

増田 聡

(委員)

今村 文彦

